

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分の取消しを求める各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年 9 月 8 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分 1 通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 1」という。）及び同年 11 月 9 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分 2 通知書」といい、本件処分 1 通知書と併せて「本件各処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるといふものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、支給金額が少ないことなどを理由にして、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張しているものと解される。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5

条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 7 月 6 日	諮問
令和 2 年 9 月 1 8 日	審議（第 4 7 回第 2 部会）
令和 2 年 1 0 月 2 3 日	審議（第 4 8 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。これを踏まえ、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

また、法 2 5 条 2 項及び同項が準用する 2 4 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

- (2) 保護基準によれば、東京都の冬季加算地区区分は VI 区にあたり（保護基準別表第 1・第 1 章・1・(2)・イ）、東京都（VI 区）における冬季加算は、一人世帯においては、1 1 月から翌 3 月まで月額 2, 6 3 0 円を計上することとされている（保護基準

別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類)。

また、12月の保護費(基準生活費)の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされている(保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア)。期末一時扶助費は、12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して、越年資金として支給されるものである(「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。)問第7の37・答)。なお、同通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 以上を前提に、本件について検討する。

(1) 本件処分1について

処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和元年10月1日から変更されることとなったため、請求人に対し、変更日を同日として、「基準改定」との理由を付して本件処分1を行ったことが認められる。

このことにつき、本件処分1は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費についてみると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分(請求人の場合、41歳～59歳・1人世帯・1級地―1の各区分に該当する。)に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分1に違法又は不当な点を認めることはできない。

(2) 本件処分2について

処分庁は、保護基準において、12月の基準生活費の額については、期末一時扶助費(請求人は1人世帯であることから14,160円)を加えた額とするとされているため、請求人に係る令

和元年12月分の保護費について、「一時扶助支給」及び「期末一時扶助計上」との理由を付して本件処分2を行ったことが認められる。

よって、本件処分2も、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分について、上記2に述べた以外の点においては、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来